

会

議

午前10時 0分開会

議長（佐々木嘉昭君） おはようございます。

開会前ではございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

番外。

市長（石井直樹君） おはようございます。開会前の時間をいただきまして、ありがとうございます。

4月1日付で本年度の職員の定期人事異動を行いましたので、異動となりました各課長職の紹介をさせていただきたいと思えます。

総務課長に土屋徳幸、税務課長に高橋久和、環境対策課長に鈴木布 喜美、出納室長に村嶋基、市民課長に河井文博、監査委員事務局長に木村弓一郎、市長公室付課長に山崎智幸。以上7人をそれぞれ任命いたしました。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（佐々木嘉昭君） ただいまの出席議員は定足数に達しております。

よって、平成17年5月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（佐々木嘉昭君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は1日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

会議録署名議員の指名

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 78条の規定により、議長において、 12番 大川敏雄君と 13番 大黒孝行君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

4月27日、第88回東海市議会議長会定期総会が愛知県名古屋市で 開催され、私と副議長が出席いたしました。

この総会では、平成 16年度決算及び平成 17年度予算をそれぞれ議決し、愛知県から提出された「生活保護費の国庫負担率の堅持について」の要望ほか3件が議決され、これらの措置につきましては、会長に一任することに決定いたしました。

また、この総会で当議長会表彰規程に基づく表彰が行われ、大川敏雄議員が勤続 30年以上の特別表彰を、増田榮策議員が勤続 10年以上の一般表彰を、私が正副議長4年以上の一般表彰を受けました。大川議員と増田議員には、後ほど伝達いたします。

次に、監査委員より平成 17年1月分の出納検査結果報告書1件及び定期監査結果報告書8件並びに平成 16年度財政援助団体に係る監査結果報告書2件の送付がありましたので、その写しを配付してありますので、ご覧ください。

それでは、ここで、先ほど申し上げました第 88回東海市議会議長会定期総会で表彰を受けられました大川敏雄議員と増田榮策議員に表彰状の伝達を行います。

なお、下田市議会慶弔見舞い等に関する内規により、お祝い金を贈呈いたしますので、ご了承願います。

表彰を受けられました大川議員、増田議員は中央にお進みください。

〔表彰状伝達 拍手〕

議長（佐々木嘉昭君） ここで、表彰を受けられました方を代表して、増田榮策議員よりごあいさつがございます。

お願いします。

14番（増田榮策君） ただいまは、大川議員が30年、そして私が10年という表彰をいただき、大変名誉に感じております。ここまでられましたのも、市民の皆様、そして多くの職員の皆様、同僚の議員の皆様のご協力があったことと、常々いろいろとご迷惑をかけ、

まことにこの表彰に至るには、皆さんにどのような感謝を申し上げたらいいかわからないような状態でございます。

また、今は市内外の問題も大変多く、難しい時期にまいっておりますが、与えられました期間、それぞれの議員としての資格を持って、また市民にも、また職員にも、同僚議員にもご協力をいただきまして議員活動に邁進したいと思いますので、どうかこれまで以上のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、甚だ措辞でございますが、御礼のごあいさつにかえさせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。（拍手）

議長（佐々木嘉昭君） 次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（土屋範夫君） 朗読いたします。

下総庶第59号。平成17年5月12日。

下田市議会議長 佐々木嘉昭様。静岡県下田市長 石井直樹。

平成17年5月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成17年5月12日招集の平成17年5月下田市議会臨時会に提出する議案を、別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第1号 専決処分の承認を求めることについて。議第44号 下田市固定資産評価員の選任について。

下総庶第60号。平成17年5月12日。

下田市議会議長 佐々木嘉昭様。静岡県下田市長 石井直樹。

平成17年5月下田市議会臨時会説明員について。

平成17年5月12日招集の平成17年5月下田市議会臨時会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。

市長 石井直樹、助役 渡辺 優、教育長 高橋正史、市長公室長 出野正徳、総務課長 土屋徳幸、市民課長 河井文博、税務課長 高橋久和、出納室長 村嶋 基、監査委員事務局 局長 木村弓一郎、建設課長 宮本邦夫、下水道課長 長友重一、水道課長 磯崎正敏、観光商工課長 藤井恵司、農林水産課長 金崎洋一、健康福祉課長 糸賀秀穂、環境対策課長 鈴木布喜美、教育委員会学校教育課長 森 廣幸、教育委員会生涯学習課長 土屋和夫。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 以上で諸般の報告を終わります。

ここで、議会運営委員会を開催するため、暫時休憩いたします。

委員の方々は、第一委員会室へお集まりください。

午前10時10分休憩

午前10時14分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、私の一身上のことにつきまして議題といたしたいと思えます。したがって、議長を交代させていただきます。

副議長、議長席にお着きをお願いいたします。

〔副議長 土屋誠司君 議長席へ着席〕

副議長（土屋誠司君） ただいま議長から通告がございましたとおり、暫時、私が議長の代役を務めさせていただきますので、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

ただいま議長 佐々木嘉昭君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（土屋誠司君） ご異議はないものと認めます。

よって、この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

議長の辞職について

副議長（土屋誠司君） 地方自治法第117条の規定により、18番 佐々木嘉昭君の退席を求めます。

〔18番 佐々木嘉昭君 退席〕

副議長（土屋誠司君） ここで、辞職願を朗読いたさせます。

議会事務局長（関 達雄君） それでは、辞職願を朗読させていただきます。

平成17年5月12日。

下田市議会副議長 土屋誠司様。下田市議会議長 佐々木嘉昭。

辞職願。

今般、一身上の都合により下田市議会議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。
以上でございます。

副議長（土屋誠司君） お諮りします。

佐々木嘉昭君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（土屋誠司君） ご異議はないものと認めます。

よって、佐々木嘉昭君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

佐々木嘉昭君の復席をお願いします。

〔 18番 佐々木嘉昭君 復席 〕

副議長（土屋誠司君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（土屋誠司君） ご異議はないものと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

議長選挙

副議長（土屋誠司君） これより議長の選挙を行います。

選挙は投票によることにいたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長（土屋誠司君） ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

副議長（土屋誠司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（土屋誠司君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

副議長（土屋誠司君） 異状はないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票執行〕

副議長（土屋誠司君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（土屋誠司君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（土屋誠司君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番 鈴木 敬君と13番 大黒孝行君を指名いたします。両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

副議長（土屋誠司君） お待たせいたしました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票。

これは出席議員数に符合いたします。

このうち、有効投票数 16票

無効投票数 2票

有効投票中 森 温繁君 16票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、森 温繁君が議長に当選されました。

ただいま当選されました森 温繁君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ただいま当選されました森 温繁君よりごあいさつがあります。

森 温繁君、議長席にお着き願います。

〔副議長 土屋誠司君 議長席を退席〕

〔議長 森 温繁君 議長席へ着席〕

議長（森 温繁君） ただいまは大勢の皆様方のご支持をいただきまして、本当にありがとうございます。浅学非才な私ですが、当選と支持を受けたと同時に、責任の重さをひしひしと感じております。私個人も一層の精進をし、歴代の議長さん、議会の名を辱めぬよう全力で職務に励んでまいります。議会内においては、諸先輩の方々や皆様方と十分話し合い、相談しながら融和を持っていきたいと思っております。

また、議会外においてもここ数年来、世の中が著しく変化をしているように感じ、難しい世の中だなと感じております。下田市の発展のため、志を持って対処していきたいと思っております。何とぞ、皆様方のご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

今は感激で胸がいっぱいで言葉には言いあらわしがたい存在でございます。大変舌足らずでございますが、就任のあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議長（森 温繁君） ここで、前議長より退任に当たってごあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔 18番 佐々木嘉昭君登壇 〕

18番（佐々木嘉昭君） 大変貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。退任に当たり、一言お礼のごあいさつを述べさせていただきます。

振り返りますと、議会はもとより、1市2町の合併問題、日米 150周年、姉妹都市交流、1市1町の合併問題、天皇陛下の拝謁、日露 150周年等々、730日間、緊張あり、そして感動あり、そして時間との戦いでもありました。いろいろな経験をさせてもらい、また、たくさんの人との出会いがありました。私にとっては本当にかげがない財産であります。

おかげさまで議長の職務を無事全うすることができました。事務局のご協力、市長初め当局の方々のご理解、そして、この職務を与え、支えてくださいました17人の議員諸兄のご指導と友情に心から深く感謝を申し上げる次第です。今後は、心新たに議員の職務を励む覚悟であります。どうか今後もよろしくお願い申し上げます。

なかなか意を尽くせませんが、退任のあいさつとさせていただきます。

皆さん、本当にありがとうございました。（拍手）

議長（森 温繁君） ここで、副議長からの申し出により、暫時休憩いたします。

これより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第一委員会室へお集まりください。

午前10時32分休憩

午前10時37分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま副議長 土屋誠司君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

副議長の辞職について

議長（森 温繁君） 地方自治法第117条の規定により、15番 土屋誠司君の退席を求めます。

〔15番 土屋誠司君 退席〕

議長（森 温繁君） ここで辞職願を朗読いたさせます。

議会事務局長（関 達雄君） それでは、辞職願を朗読させていただきます。

平成17年5月12日。

下田市議会議長 森 温繁様。下田市議会副議長 土屋誠司。

辞職願。

今般、一身上の都合により下田市議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） お諮りいたします。

土屋誠司君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、土屋誠司君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

土屋誠司君の復席をお願いいたします。

〔15番 土屋誠司君 復席〕

議長（森 温繁君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

副議長選挙

議長（森 温繁君） これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票によることにいたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（森 温繁君） ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（森 温繁君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（森 温繁君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票執行〕

議長（森 温繁君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（森 温繁君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番 中村 明君と11番 梅田福男君を指名いたします。両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（森 温繁君） お待たせしました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18 票。

これは出席議員数に符合いたします。

このうち、有効投票数 18 票

無効投票数 0 票

有効投票中 増田榮策君 11 票

大黒孝行君 7 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、増田榮策君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました増田榮策君が議場におられますので、本席から会議規則第 32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ただいま当選されました増田榮策君よりごあいさつがあります。

〔14番 増田榮策君登壇〕

14番（増田榮策君） ただいま皆様方のご推挙により副議長という重責につかさせていただきましたが、議長の補佐役として今後、滅私奉公という気持ちで臨みたいと思いますので、これから先、皆様方の協力とご指導、ご鞭撻を切にお願い申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議長（森 温繁君） ここで、前副議長より退任に当たってごあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔15番 土屋誠司君登壇〕

15番（土屋誠司君） 退任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議長初め議員の皆様、市当局の皆様のご支援、ご指導によりまして、2年間、何とか務めさせていただきました。感謝しております。

この2年間を顧みますと、特に法定合併協や日米開港 150年、日露修好 150年など、過去にはないさまざまなことを体験させていただきました。これは、私にとっては非常にプラスになっております。これからは議員の一員としてさらに市政発展のために努力していきますので、皆様方のご指導、ご支援をお願い申し上げまして、退任のあいさつといたします。

ありがとうございました。（拍手）

議長（森 温繁君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前11時 3分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、各派代表者会議を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

代表者の方は、第一委員会室へお集まりください。

午前11時 4分休憩

午前11時17分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

議長（森 温繁君） 次に、日程により、常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期が5月11日までになっておりますので、その選任を行います。

常任委員及び議会運営委員につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

議長において指名させていただきます。

総務常任委員会委員に土屋雄二君、中村 明君、土屋勝利君、小林弘次君、土屋誠司君、嶋津安則君、以上6名を、厚生文教常任委員会委員に沢登英信君、土屋 忍君、伊藤英雄君、増田 清君、大黒孝行君、佐々木嘉昭君、以上6人を、建設経済常任委員会委員に鈴木 敬君、渡辺哲也君、梅田福男君、大川敏雄君、増田榮策君、森 温繁、以上6人を、次に、議会運営委員会委員に沢登英信君、土屋 忍君、伊藤英雄君、土屋雄二君、渡辺哲也君、増田

清君、大黒孝行君、土屋誠司君、嶋津安則君、以上9人をそれぞれ指名したいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

南豆衛生プラント組合議会議員の選挙について

議長（森 温繁君） 次に、南豆衛生プラント組合議会議員の任期が5月 11日となっております。日程により、南豆衛生プラント組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長により指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議長により指名することに決定いたしました。

南豆衛生プラント組合議会議員に沢登英信君、土屋雄二君、土屋勝利君、土屋誠司君、嶋津安則君、以上の5名を指名いたします。

重ねて、お諮りいたします。

ただいま議長より指名いたしました5名を南豆衛生プラント組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、5名の方が南豆衛生プラント組合議会議員に当選されました。

ただいま南豆衛生プラント組合議会議員に当選されました方々が議場におりますので、会

議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

これより、それぞれの常任委員会の委員長及び副委員長を互選するため、委員会を開催していただきたいと思ひます。

総務常任委員会は第一委員会室で、厚生文教常任委員会は第二委員会室で、建設経済常任委員会は第三委員会室でお願いいたします。

なお、委員会終了後、議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選するため、議会運営委員会を議会応接室で開催していただきたいと思ひます。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11時 22分休憩

午後 0時 0分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、ご報告申し上げます。先ほど、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をいたしました。新しい委員長及び副委員長が決まりましたので、事務局長より報告いたさせます。

議会事務局長（関 達雄君） それでは、報告させていただきます。

まず、常任委員会から申し上げます。

総務常任委員会委員長に土屋勝利議員、副委員長に中村 明議員。

厚生文教常任委員会委員長に伊藤英雄議員、副委員長に土屋 忍議員。

建設経済常任委員会委員長に鈴木 敬議員、副委員長に渡辺哲也議員。

次に、議会運営委員会委員長に嶋津安則議員、副委員長に土屋雄二議員。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ここで午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 2分休憩

午後 1時 0分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

報第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次に、日程により、報第1号 専決処分の承認を求めることについて

を議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

税務課長（高橋久和君） それでは、専第1号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明をさせていただきます。

議案及び説明資料等をご用意したいと思います。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成 17年の法第5号として平成 17年3月25日に公布され、平成 17年4月1日より施行されたため、下田市税賦課徴収条例につきましても改正する 必要が生じたため、平成 17年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

今回の地方税法等の一部を改正する法律の概要は、現状の経済財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、あるべき税制の構築に向けた改革の一環として、定率減税の縮減、所得譲与税の増額、法人事業税の分割基準の見直し等の措置を講ずるほか、非課税等特例措置の整理・合理化を行うとして所要の地方税法の改正が行われました。

これらの地方税法の改正に伴いまして市税関係の改正の主なものは、個人市民税関係では、一つとして定率減税の見直し。これは定率減税の縮減でございます。定率減税の取り扱いにつきましてもは 17年度の税制改革における最大のテーマでございまして、定率減税はご存じのとおり 11年度の税制改正におきまして小渕内閣による恒久的減税の一環として、当時の著しく停滞した経済活動の回復に資する観点から、個人所得課税の抜本的な見直しまでの間の特例措置として導入されたものでございます。

政府税制調査会の 17年度税制改革に関する答申において、現在の経済状況は構造改革の進展によって民間経済の体質強化が現実されつつあり、定率減税の 実施された平成 11年度当時と比べ著しく好転しているという認識を示すとともに、また、景気への影響についても引き続き各種の改革が実を結んでいけば民需主導の経済成長が持続していくものと期待されるとした上で、かかる状況のもと、定率減税を継続しておく必要は著しく減少したと言えるという答申をされました。

この結果、定率減税につきましてもは、個人市県民税については、所得割の 15%、上限4万円の減額を7.5%、上限2万円として、さらに所得税につきましてもは、所得税額の 20%、上限25万円を10%、上限12万5,000円と改正されました。実施につきましてもは、個人市民税につきましてもは平成 18年6月の徴収分から適用されることとされ、本年度の税収には反映

されません。なお、残りの2分の1の取り扱いにつきましては、18年度の税制改革の議論にゆだねられることとなりました。

二つ目といたしましては、人的非課税の範囲の見直しでございます。人的非課税制度はシャウブ勧告を受けまして昭和25年の地方税制制定当時から設けられていた制度でございますが、65歳以上の一定の所得金額以下の者が対象に加わったのが翌年の26年度からでして、それからずっと続いている制度でございます。

しかしながら、その後、国民皆年金制度の確立などの高齢者を支える社会保障制度が整備されてきており、また、高齢者の平均寿命は大幅に伸び、全体としてみれば経済的にも豊かになってきております。さらに少子・高齢化が急速に進展するなど、創設当時と比べ経済社会の構造変化が大きく見られることになりました。今後の少子・高齢化社会において年齢にかかわらず、能力に応じて公平に税を負担し合うという必要性が生じ、高齢者を年齢だけで一律に優遇する制度について見直しを行う必要があるというものでございます。

こうしたことを踏まえまして、17年度税制改革において65歳以上の者に係る非課税措置について平成18年度の個人市県民税から廃止することとされましたが、激変緩和の観点から経過措置として、平成17年1月1日現在において65歳に達していた者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に係る個人市県民税均等割及び所得割については、平成18年度分はその3分の2を減額し、平成19年度分はその3分の1を減額し、さらに平成20年度からは全額課税するという、段階的に廃止することになりました。

3番目として、給与の支払いをする者で所得税法の規定により源泉徴収義務のある者については、当該給与の支払いを受けている者のうち、給与の支払いが受けなくなった者がある場合に、給与支払い報告書を出すという義務を課すことにされました。

固定資産税関係では、被災住宅用地のうち家屋または構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について震災等に基づき避難指示等の期間が翌年度及び翌々年度に及ぶときは、その土地について特例措置が認められておりましたが、今回の改正で被災年度の翌年度から避難指示等の解除後3カ年までの各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り当該土地を住宅用地とみなし、課税標準の特例措置の地方税法の適用がされるという改正がされました。

それでは、条例の改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。恐れ入りますけれども、資料の方をご覧くださいと思います。

1ページ、2ページをお開きください。奇数ページが改正前、偶数ページが改正後で、ア

アンダーラインを引いてある部分が改正の箇所でございます。

まず、第24条、個人市民税の非課税の範囲であります。同条第1項、第2項中の年齢65歳以上の者が削除されました。この改正は、地方税法第25条の5の改正に伴い、年齢65歳以上の者については、障害者、未成年者等と同じように前年の合計所得金額が125万円以下の者については非課税とされていたものが、今後の少子・高齢化社会において年齢にかかわらず能力に応じて公平に負担を分かち合うことが必要であり、高齢者を年齢だけで一律に優遇する制度について見直しがされたものでございます。しかし、この改正は平成18年度分の個人住民税から廃止されることとされましたが、激変緩和の観点から先ほどご説明いたしましたように段階的に廃止されることになっております。

次に、36条の2は、第1項中第3項を第4項に、本条をこの条に改め、同条第3項中の同条第3項を同条第4項に改めるものであります。

この改正は、地方税法第317条の6に新たに第3項が加わったため同法の第3項が第4項に繰り下がったことによる改正で、新たに加わった第3項の内容は、平成18年から事業者などが市町村に提出している給与支払い報告書の報告対象範囲が広がることになり、これまで1月1日に勤務していなければ、つまり前年中にやめていれば報告義務がなかったものでございますが、近年の終身雇用制度の崩壊、フリーターの増加など、雇用の環境が大きく変わってきており、報告書の提出がない場合には事実上市民税の課税が難しくなり、そこで同程度の所得のある者は同程度の税を支払うという意味での公平性を確保するため、この報告義務が拡大されることになりました。ただし、事業者のこれによる事務負担にも配慮し、1人につき年間30万円以下の者の報告義務は課さないことになっております。この改正は平成18年1月1日以後に給与の支払いを受けなくなった者について適用し、課税資料としては平成19年度分の個人市県民税から活用されることになっております。

それでは、3ページ、4ページをお開きください。

第63条の3 法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税の案分の申し出。
この改正につきましては、アンダーライン部分が新たに加わったものでございます。この改正は、地方税法第352条の2第6項の規定により、特定被災共用土地に対する固定資産税の案分の申し出については、法第349条の3の3第1項の規定により、震災等に基づく避難指示等の期間が翌年に及ぶときは被災年度の翌年度及び翌々年度に申し出をすることになっていたものを、被災年度の翌年度から被災指示等の解除日後3カ年まで案分の申し出を延長することになったものでございます。

続きまして、74条の2 被災住宅用地の申告の改正でございますが、これもアンダーライン部分が新たに加わったものでございます。

この改正は、地方税法第349条の3の3の改正に伴い、被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の申告について、被災住宅用地のうち家屋または構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、被災等に基づく避難指示等の期間が翌年度及び翌々年度に及ぶときは2カ年間特例を受けられておりましたが、今回の改正で、被災年度の翌年度から避難指示等の解除後3年度まで、各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認めた場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして税負担を軽減する課税標準の特例措置等の地方税法の改正を適用するものでございます。

なお、この税の軽減は、避難指示等の期間が災害が発生した年の翌年度以降に及んだ場合、避難指示解除後3年間まで、みなし住宅用地特例、これは住宅の敷地に用する土地のうち、固定資産税の課税標準額、200平米以下のものについては6分の1を、200平米を超える部分については3分の1にそれぞれ軽減をするという、この特例を適用するというものでございます。

次に、5ページ目、6ページ目をお開き願いたいと思います。

次に、第152条の都市計画税の納税義務者の改正。これは、都市計画税はご存じのとおり都市計画法の規定を受けまして土地及び家屋の所有者に対してその価格を課税標準として課税することになっております。今回、先ほどご説明した固定資産税の課税標準の特例が改正されたことに伴いまして、都市計画税の納税義務者に対する課税標準となるべき価格についても地方税法第349条の3の規定を受けて特例が認められているため、今回、法第349条の3の各項が追加・廃止等されたことに伴い、条例の各項を変更するものでございます。

次に、附則第8条 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の改正。この改正につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期間を平成18年度から平成21年度まで3カ年間延長するものでございます。この特例の内容は、市民税の所得割の額を減免する内容でございます。

次に、附則第10条の3、阪神・淡路大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の改正でございますが、この改正の内容は、第1項は、阪神・淡路大震災を受けた被災者がその被災した家屋にかわる家屋を取得したり増改築した場合の家屋に対する固定資産税及び都市計画税について減額措置を受けようとする者が提出する書類の内容について、法施行規則附則第7条の2第11項が各条の変更によって法施行

規則附則第7条の2第13項第1号に変更されたことに伴う改正であります。

第2項は、条例附則第10条の2の規定の適用しない期間を平成20年度まで延長するものでございます。これは、阪神・淡路大震災によって被災を受けた者の家屋について、被災住宅用地のみなし特例の期間を平成20年度まで延長するというものでございます。

次に、7ページ目、8ページ目をお開きください。

附則第15条 読替規定の改正。これにつきましては、やはり地方税法の特別土地保有税に係る非課税に係る法改正のための読替規定を改正するものでございます。

次に、附則第15条の2、特別土地保有税の課税の特例の改正。これも、条例附則第15条の2第6項及び第8項の削除は、法附則第31条の3第4項及び法附則第31条の3第6項の規定によって、密集市街地における防災街区の整備に関する法律に基づき、防災街区整備推進機構が取得した土地等に対する減額の課税の特例が平成17年3月31日をもって廃止されたため削除され、そのため条例附則第15条の2第7項を第6項に繰り上げ、条例附則第15条の2第6項中の改正は、法附則第31条の3第4項が削除されたため、第31条の3第5項を第31条の3第4項に繰り上げるものでございます。

次に、法附則第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得に係る市民税の課税の特例の改正ですが、まず条例附則第16条の4第1項中の改正は、本項をこの項とする条文の整備でございませぬ。

次の附則第16条の4第2項中の改正は、土地の譲渡等に係る事業所得に係る市民税の課税の特例として、市民税の所得割の納税義務者が事業所得または雑所得を有する場合、他の所得と区分をし、(1)として土地等に係る事業所得の金額の100分の9か、(2)として土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度の課税総所得の合計額の100分の110に相当する額のうち多い金額に対して課税をしておりますが、この制度そのものは変わりませんが、(2)で述べた計算式の括弧内が今回削除されたことによる改正でございませぬ。

次に、9ページ目、10ページ目をお開き願いたいと思ひます。

次の附則第19条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の改正は条文の整備であり、租税特別措置法第37条の10第2項が削除されたことに伴ひ条例附則第19条第2項が削除され、これまでの第3項、第4項、第5項をそれぞれ1項ずつ繰り上げたものでございませぬ。

11ページ、12ページをお開きください。

附則第19条の次に19条の2の1条を加えるものでございませぬ。この新たに加わった内容

は、条文の朗読は省略させていただきますが、租税特別措置法の改正によりまして特定口座で管理をしていた株式の無価値化によるみなし譲渡損の特例ということでございまして、税法上、譲渡し損が出れば損金ということで譲渡所得から引きますが、倒産をして紙切れになった場合の株式は税法上、損ということで扱われなかったわけですが、紙切れになった場合の譲渡損としてみなさないのはいかなるものかという議論がされまして、今回、投資家リスクの軽減に向けての筋道が示されたものでございます。

今回の改正で、特定口座で管理されていた株式につき、発行株式の決算結了等による無価値化損失が生じた場合に株式等の譲渡損失とみなすことができることになったものでございます。この改正は、平成 17年 1月 1日以後に特定口座内の保管上場株式等につき、上場株式等に該当しないことになった場合について適用されることになっております。

第 2 項の内容は、特定管理口座に保管されていた特定管理株式の譲渡をした場合、この譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額、あるいは雑所得の金額と、この特定管理株式の譲渡以外の株式の譲渡による譲渡所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とは区分をして計算をして、株式等の譲渡損失とする旨の規定でございます。

第 3 項の内容は、第 1 項の規定により株式の譲渡損失として課税の特例を受けようとする場合は、申告書にその旨を記載した場合に適用するという規定でございます。

次の附則第 19条の 2 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例の改正は、これも条例及び地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。なお、これまでの附則第 19条の 2 を、新たに 1 条が加わったため、条例第 19条の 3 と繰り下げるものでございます。

附則第 19条の 2 第 2 項を削除するのは、先ほどご説明いたしました附則第 19条第 2 項を削除したことに伴い、この条項の規定の適用条項がなくなったため削除するものでございます。

次の附則第 19条の 3 特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例の改正は、この改正の内容も条文の整備で、地方税法の附則第 35条 2 の次に新たに法附則第 35条の 2 の 2 が加わったため、従来の法附則第 35条の 2 の 2 が法附則第 35条の 2 の 3 となり、条例附則第 19条中の法附則第 35条の 2 の 3 を法附則第 35条の 2 の 4 に改め、先ほどご説明いたしましたこれまでの条例附則第 19条の 4 が削除されたため、同条を附則第 19条の 4 に改めるものでございます。

13ページ、14ページ目をお開きください。

次の附則第 19 条の 4 は、既に条文は削除されておりましたが、条項だけ残っていたため、今回、条項を削るものでございます。

次の附則第 19 条の 5、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の改正は、これも先ほどご説明いたしました条例附則第 19 条の改正、これは 2 項が削除され、それ以降の各項が 1 項ずつ繰り上がったものによるものですが、これによる改正。次の附則第 19 条の 2 が附則第 19 条の 3 に繰り下がったため、条文の整備をするものでございます。

次に、附則第 20 条、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例の改正。これも、先ほどご説明いたしました今回の改正に伴い、条文の整備をするものであります。

第 7 項の改正は、ベンチャー企業支援の観点から特定中小企業者が発行した株式について損失が生じた場合における繰越控除の特例 これは 3 カ年間継続できます。 や、譲渡所得等の課税の特例、これは譲渡所得の 2 分の 1 の軽減ですが、これらの期間をこれまで平成 12 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの期間でございましたが、今回の改正でその期間が平成 19 年 3 月 31 日までと、2 カ年間延長されたものでございます。

条例附則第 8 条の削除は、先ほどご説明した条例附則第 19 条第 2 項が今回削除されたため適用条項がなくなったため、削除するものでございます。

15 ページ、16 ページをお開きください。

附則第 22 条、宅地等に対して課する平成 15 年度から平成 17 年度までの各年度分の都市計画税の特例の改正。この内容につきましても、附則第 22 条は住宅等に係る負担調整率に関する規定でございまして、第 4 項中の法第 349 条の 3 第 22 項が今回の改正によりまして第 20 項になったため、条例附則も改正するものでございます。

次の附則第 28 条の改正。この内容は、法附則第 15 条の改正に伴う条文の整備と、先ほどご説明した条例第 15 条の 2 第 2 項の改正に伴う条文の整備をするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、専決議案書の 5 ページに戻っていただきたいと思います。

まず、附則第 1 条 施行期日でございます。この条例は平成 17 年 4 月 1 日から施行するものでございますが、ただし書き以降の各条文の改正につきましては、先ほど個々の改正内容は説明させていただきましたので省略いたしますが、これらの施行期日は、平成 18 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

6 ページの第 2 条、市民税に関する経過措置でございますが、まず第 1 項は、今回の改正条例中、個人の市民税に関する部分は、平成 17 年度以後の年度分より適用する。

第2項は、新条例第24条第1項、第2項の規定、すなわち市民税の非課税対象者のうち年齢65歳以上の者を除く規定は、平成18年度以後の年度分より適用する。

第3項から第6項は、前年の合計所得金額が125万円以上で、かつ平成17年1月1日現在において年齢が65歳以上の者に対する平成18年度分及び平成19年度分の均等割の特例の規定であり、今回の地方税法の改正の大きな一つでございました個人の市民税の非課税対象者より65歳以上の者を除くということになりましたが、激変緩和の観点から経過措置として平成18年度分は、その3分の2を減額し、均等割は3,000円を制限に、所得割は当該所得割に相当する額の3分の2を控除するとしたものです。平成19年度分は、その3分の1を減額し、均等割は3,000円を2,000円に、所得割は当該所得割に相当する額の3分の1を控除するものでございます。平成20年度分からは全額課税することになったことに伴う経過措置の規定でございます。

第7項は、新条例附則第19条の2の規定は、平成17年4月1日以後に発生した場合に適用するものでございます。

第8項及び第9項は、新条例附則第20条の適用の経過措置規定でございます。

第3条は今回改正いたしました固定資産税の経過措置、第4条も今回改正いたしました都市計画税の経過措置であり、第3条及び第4条とも平成17年以後より適用するものでございます。

以上で、専第1号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） 続きまして、専第2号から専第5号にかけての専決予算の説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました補正予算は、平成17年3月31日専決の平成16年度下田市一般会計補正予算（第12号）と平成16年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）並びに平成17年4月19日専決の平成17年度下田市一般会計補正予算（第1号）と平成17年度下田市老人保健特別会計補正予算（第1号）の4件でございます。

それでは、まず平成17年3月31日に専決させていただきました2件についてご説明申し上げます。

最初に、専第2号 平成16年度下田市一般会計補正予算（第12号）でございますが、ピ

シク色の補正予算書及び専決予算の概要書をご用意ください。

補正予算の理由でございますが、歳入につきましては予算書の2ページから4ページに記載してございます。地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金等の交付額確定に伴う増減補正及び国県支出金の確定に伴う増減補正、財産収入、繰入金、諸収入、市債の増減補正等によるものでございます。

一方、歳出につきましては5ページから7ページに記載してございますが、総務費から公債費までの事業の精算に伴う増減補正及び財源調整に伴う予備費の増額補正の予算措置をさせていただきます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,598万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億2,794万3,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、後ほど説明資料によりましてご説明させていただきます。

次に、第2条債務負担行為の補正でございますが、8ページをお開きください。

第2表債務負担行為の変更は、民宿施設改善整備利子補給補助金で、平成16年度に新たに借入れ希望者があるかもしれないとの見込みで債務負担行為を設定いたしました。借入れ希望者がいなかったため変更するものであります。

また、中小企業災害対策資金利子補給補助金については、申請件数1件の増に伴う限度額の変更で、事業予定額を3カ年で5万9,000円の増の516万円の範囲内に変更し、平成16年度予算計上額103万6,000円を超える金額については、平成17年度以降において支払うものと変更するものであります。

次に、第3条地方債の補正でございますが、9ページをお開きください。

地方債の変更につきましては、須崎漁港漁場整備事業ほか6件の事業につきまして、補正前の限度額より補正後の限度額に借入額を変更するものであり、7件の合計借入額を440万円追加するものであります。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容につきまして予算説明資料によりご説明いたしますので、資料のページは右下端、マルで囲んだページをお願いいたします。

それでは、1ページをお開きください。

初めに歳入でございますが、総務課関係といたしましては、主なものは、2款1項1目所得譲与税は2万6,000円の増額補正、2款2項1目自動車重量譲与税は270万7,000円の増額補正、2款3項1目地方道路譲与税は190万9,000円の増額補正、3款1項1目利子割交付金は289万3,000円の減額補正、4款1項1目配当割交付金は238万5,000円の減額補正、5款1項1目株式等譲渡所得交付金は239万5,000円の追加補正、6款1項1目地方消費税交付金は693万3,000円の減額補正、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金は12万8,000円の追加補正、8款1項1目特別地方消費税交付金は14万9,000円の増額補正、9款1項1目自動車取得税交付金は570万2,000円の追加補正で、それぞれの交付額決定による増減補正でございます。

なお、地方交付税の追加補正は、普通交付税が845万4,000円、特別交付税が4,700万7,000円の増額交付決定により、合計5,546万1,000円の増額補正計上であります。

次に、2ページ、12款1項1目交通安全対策特別交付金は61万4,000円の追加補正。17款2項1目不動産売払収入の土地売却収入282万4,000円は、県道下田松崎線相玉地区歩道新設事業に係る払い下げとして旧稲梓診療所用地の一部を売却したもので、122.09平米を単価2万円で、また、国道414号改良に伴う河内地区用悪水路の処理として66.22平米を単価5,700円で、それぞれ県の事業関連でやむを得ず売却したものであります。その他不動産売却収入6,000円は、稲梓県営林分収交付金として稲梓財産区特別会計から交付されたものであります。

21款5項4目雑入の340万5,000円の減額は、消防団員退職報償金受入金の減額で、退職消防団員の減員によるものであります。

22款1項2目農林水産業債は240万円の追加補正で、起債充当率の変更により、須崎漁港漁場整備事業が160万円、白浜(板戸)漁港漁場整備が50万円、外浦地区の災害対策緊急海岸整備モデル事業が30万円の増。22款1項8目災害復旧債は200万円の増額補正で、起債対象事業費の変更により、農地農用施設関連で110万円の減額、台風22号浜崎小学校屋内運動場災害関連で120万円の増額、道路災害関連で190万円の増額となるものでございます。

次に、市長公室関係といたしましては、16款2項1目総務費補助金6万2,000円の減額補正で、それぞれ補助対象事業費の変更に伴う増減であります。

次に、3ページ、環境対策課関係といたしましては、19款1項5目水道事業会計繰入金7万8,000円の減額は、合併処理浄化槽設置実績に伴う減額であります。

次に、健康福祉課関係といたしましては、18款1項2目民生費寄附金は10万1,000円の減

額補正で、寄附金の実績。19款2項1目基金繰入金500万円の減額補正で、それぞれの充当事業実績に伴う減額補正であります。

次に、福祉係関係といたしましては、15款1項1目民生費国庫負担金の143万5,000円の減額。4ページ、15款2項1目民生費国庫補助金の62万5,000円の減額。16款2項2目民生費県補助金の109万8,000円の減額は、それぞれ入所者・利用者数の実績減に伴う減額補正であります。

次に、子育て支援係関係といたしましては、13款2項1目民生費負担金の2万4,000円の減額補正は、利用者等の実績に伴う増減によるものであります。15款1項1目民生費国庫負担金の19万7,000円、16款1項1目民生費県負担金の9万9,000円の増額補正は、入所児童数の変動に伴いますもので、16款2項2目民生費県補助金の18万8,000円の増額は、産休代替職員雇用による補助金の増等によるものであります。

次に、5ページの健康づくり係関係といたしましては、21款5項3目過年度収入の27万1,000円の増額補正は、平成15年度保健事業費等国庫負担金の精算に伴う不足分を受け入れるものであります。

次に、観光商工課関係といたしましては、16款2項5目商工費県補助金は79万円の減額で、緊急雇用対策特別対策事業の事業実績に伴い、各記載事業の補助金が減額となるものであります。

次に、農林水産課関係といたしましては、15款2項6目災害復旧費国庫補助金は63万5,000円の減額で、事業費及び補助率の変更に伴うものでございます。

次に、6ページ、16款2項4目農林水産業費補助金は177万4,000円の減額で、事業費の確定による減額補正であります。

次に、建設課関係といたしましては、16款2項6目土木費補助金は60万円の減額で、実績に伴う減額であります。

次に、教育委員会関係といたしましては、15款1項3目災害復旧費国庫補助金は97万8,000円の減額で、浜崎小学校屋内運動場の災害復旧工事の補助対象事業費が約145万円減ったため、2項5目教育費国庫補助金は48万3,000円の減額で、小学校及び中学校の理科振興費の歳出の精算により減額となるものであります。

生涯学習課関係といたしましては、16款2項8目教育費県補助金は22万5,000円の減額で、寓寄処屋根修理等の交付額の決定によるものであります。

次に、7ページ、選挙管理委員会の16款3項1目総務費委託金20万3,000円の追加は、静

岡海区漁業調整委員選挙の補欠選挙に伴う交付額の決定によるものであります。 19款1項6目須崎財産区会計繰入金は 176万1,000円の減額で、無投票となったことに伴う精算減額であります。

次に、8ページの歳出補正でございますが、まず総務課関係といたしましては、2款1項5目財産管理事務の 10万円の減額で、武ガ浜及び三穂ヶ崎市有地払い下げに伴う測量業務等委託の不用額。2款7項1目交通安全対策事業は、交通指導員報酬の不用額で 31万8,000円の減額。2款8項1目地域防災対策総務事務の 5万 2,000円の減額は、耐震診断業務委託の精算不用額。8款1項2目消防団活動推進事業の 345万4,000円の減額は、歳入でも触れましたが、団員の退職 報償金が退職団員の減等により 340万5,000円の減額となったことが主なものであります。11款1項2目起債利子償還事務の 7万 8,000円の減額は15年度借入長期債利子の確定による不用額の減額で、11款1項2目一時借入金利子事務 56万7,000円の減額は不用額。12款1項1目一般会計予備費は歳入歳出調整額として 7,083万4,000円の増額で、補正後の額は1億 3,481万1,000円となるものでございます。

次に、市長公室関係といたしましては、2款1項1目総務関係人件費は 599万5,000円の減額で、収入 役を置かないこととした収入役分の減額。2款1項2目人事管理事務の 36万円の減額は、臨時職員分の不用額。2款1項2目福利厚生事業の 8万円の減額は、職員互助会交付金の不用額。2款1項7目地域振興事業の 5万 2,000円の減額、2款1項7目市民協働型まちづくり事業の 15万円の減額は、実績に伴う不用額。2款1項 13目振興公社推進事業の285万円の減額は、人件費補助金の不用額であります。

次に、環境対策課関係といたしましては、4款3項5目合併処理浄化槽設置事業 7万 8,000円の減額で、申請実績に伴う不用額でございます。

次に、9ページ、健康福祉課関係といたしましては、3款1項5目ほのぼの福祉基金は 10万1,000円の減額で、寄附金実績に伴う減額。3款2項1目在宅老人援護事業は 10万 9,000円の減額で、緊急雇用対策事業実績に伴う不用額。3款2項5目高齢者保健福祉計画推進事業の 15万8,000円の減額は、高齢者保健福祉計画策定推進協議会の未開催による委員報酬10万4,000円の減が主なものでございます。3款4項1目生活保護費支給事業は 700万円の追加補正で、医療費の増によるものでございます。

福祉系の3款1項2目身体障害者施設入所支援事業は 100万円の減額で、入所者の減に伴う減額。3款1項2目在宅身体障害者(児)援護事業は 89万4,000円の減額で、利用者数の減によるものであります。3款1項3目在宅知的障害者(児)援護事業は 135万6,000円の

減で、補助基準の変更に伴う小規模授産所運営費補助金の減 100万円が主なものでございます。3款1項4目精神障害者援護事業 98万8,000円の減額は、共同作業所運営費負担金の減 33万8,000円、医療費扶助の不用額で 65万円の減額というものであります。3款3項1目在宅児童援護事業は93万1,000円で、審査支払い手数料、乳幼児医療の不用額。3款3項1目児童扶養手当支給事業は 18万円の減額で、受給者の減によるものでございます。

次に、子育て支援係でございますが、主なものは3款3項3目公立保育所管理運営事業は 150万円の減額で、賄い材料費の減額。3款3項4目民間保育所事業につきましても、記載のとおり不用額でございます。

次に、観光商工課関係といたしましては、6款1項2目中小企業金融対策事業は 40万8,000円の減額で、債務負担行為の変更にて説明いたしましたが、平成 16年度において新規に民宿施設改善整備利子補給の申請がなかったための減額 10万円と、小口資金金利差額補給補助金 11万2,000円の減額は、交付額決定に伴う不用額、信用保証協会損失補償負担金は執行済み不用額で 20万6,000円等が主なものでございます。6款1項4目勤労者教育資金利子補給補助金 10万2,000円の減額と、6款1項6目緊急地域雇用特別対策事業 13万円の減額は、実績に伴う不用額。10ページ、6款2項2目観光振興総務事務 54万1,000円の減額は、南国伊豆観光推進協議会解散に伴う負担金の精算でございます。

次に、農林水産課関係といたしましては、5款5項2目水産振興事業で 191万4,000円の減額と、10款1項1目公共農用施設災害復旧事業 167万5,000円の減額及び10款1項2目公共農地災害復旧事業 29万円の減額は、事業費の確定に伴う減額でございます。

次に、建設課関係として主なものは、7款7項2目住宅改修建て替え支援事業 60万円の減額は、耐震補強助成事業に申し込みがなかったことによる減額。10款2項4目単独道路橋梁施設災害復旧事業 67万3,000円は、事業費確定に伴う不用額でございます。

次に、教育委員会関係といたしましては、9款1項2目教育委員会事務局総務事務は 48万9,000円の減額で、共済費及び賃金の減額は緊急雇用特別対策事業の実績に基づく不用額。次の9款2項2目小学校及び9款3項2目中学校の教育振興事業の不用額は、合わせて 90万5,000円の減額で、理科振興備品の不用額、10款3項1目公共学校施設災害復旧事業は 35万3,000円の減額で、浜崎小学校屋内運動場の災害復旧の精算に伴う不用額でございます。

次に、11ページ、教育委員会生涯学習課関係といたしましては、10款3項4目単独社会教育施設災害復旧事業 38万5,000円の減額で、台風 22号による寓寄処屋根修繕工事の精算に伴う不用額でございます。

次に、選挙管理委員会関係といたしましては、2款4項5目静岡海区漁業調整委員会委員選挙事務は20万3,000円の増額で、補欠選挙によるもの。2款4項6目須崎財産区議会議員選挙事務176万1,000円の減額は、選挙が無投票になったためでございます。

続きまして、専第3号 平成16年度下田市稲梓財産区特別会計補正(第2号)につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の58ページをお開きください。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193万6,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の款項の内容につきましては、説明資料にて説明をさせていただきます。

説明資料の12ページをお開きください。

まず、歳入補正でございますが、1款2項1目不動産売払収入の10万1,000円は、稲梓県営林分収交付金として支障木を売却した収益金を分収割合に基づき受け入れるものであります。

続いて、歳出は、4款1項1目稲梓財産区分収金交付事務は、交付を受けた分収金のうちから10%の管理費を控除した額に下田市と河内区の方を持ち分割合によって算出した1万3,000円をそれぞれ交付するものであります。5款1項1目の予備費は、歳入歳出予算調整額でございます。

以上で、平成17年3月31日専決の2件の専決予算につきまして説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成17年4月19日に専決いたしました2件につきましてご説明申し上げます。

まず、専第4号 平成17年度下田市一般会計補正予算(第1号)でございますが、あさぎ色の補正予算書及び専決予算の概要書をご用意ください。

補正予算の理由でございますが、歳入につきましては予算書の2ページに記載してございますが、老人保健特別会計精算分の老人保健特別会計繰入金と、雑入として民生費の過年度収入の補正。

一方、歳出につきましては、3ページ商工費において事業実績に伴う減額補正及び予備費の増額補正をさせていただいたものであります。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,009万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億209万8,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出の補正の款項の内容につきましては、予算説明資料によりご説明いたしますので、資料の13ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、19款1項3目老人保健特別会計繰入金は1,484万8,000円の増額補正で、平成16年度分の実績に伴う一般会計ルール分繰入金の超過分を精算金として受け入れるものであります。

次に、21款5項3目の過年度収入は525万円の増額で、先ほどの専第2号で触れさせていただいた生活保護者の増額分700万円に対する16年度生活保護国庫支出金の過年度精算分として受け入れるものであります。

次に、歳出補正でございますが、6款1項2目中小企業金融対策事業は7万円の減額で、説明欄記載のとおり各補助金の実績に伴う補正でございます。

次に、12款1項1目一般会計予備費は2,016万8,000円の増額で、歳入歳出予算調整額であります。

続いて、専第5号平成17年度下田市老人保健特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、医療給付費等の歳出費用負担区分により本来平成16年度中に交付されるべき支払基金交付金、国庫支出金、県支出金の一部が交付にならなかったことにより、決算見込みにおいて歳入欠陥を生ずるため、平成17年度において5月31日の出納整理期間内に歳入不足額を前年度繰上充用金として予算計上しなければならないことにより、決算見込みが整理された4月19日付にて専決をさせていただいたものであります。

恐れ入りますが、補正予算書の11ページをお開きください。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,696万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億956万7,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の款項の内容につきましては、説明資料にて説明をさせていただきますので、説明資料の14ページをお開きください。

まず、歳入補正でございますが、平成16年度決算見込みにおいて医療費が29億1,751万

7,745円となり、これに対する負担割合により基金交付金、国庫負担金、県負担金が入るべきところ、16年度中に一部交付されなかったことにより、1款1項2目審査支払手数料交付金は31万4,000円、2款1項1目国庫負担金は2,380万5,000円、3款1項1目県負担金は284万8,000円の追加で、それぞれ過年度精算に伴い受け入れるものでございます。

次に、歳出で、3款1項1目老人保健償還金の283万8,000円の補正、3款2項1目老人保健繰出金は1,484万8,000円の追加で、精算に伴う超過分をそれぞれ基金及び一般会計へ返還するものであります。

5款1項1目前年度繰上充用金は928万1,000円の追加で、16年度会計の不足分を当該年度より補てんするものであります。

以上で、平成17年3月31日付専決2件及び平成17年4月19日付専決2件の補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） では、続きまして、専第6号及び専第7号について一括して説明をさせていただきます。

まず、専第6号 静岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について。

規約の変更の要旨でございますが、昭和37年11月1日発足し、以来、組合市町村の常勤職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、今日に至っております。今回の変更は、金谷町が平成17年5月5日に島田市と合併により脱退、また、戸田村が平成17年4月1日に沼津市に編入合併されたことによりまして、組合の名称を変更するものでございます。

条例改正関係等説明資料17ページ、18ページにその変更の内容について記載してありますので、これは参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、議案書の8ページをお願いいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成17年5月4日をもって静岡縣市町村職員退職手当組合から金谷町が脱退するものとし、静岡縣市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更するものとする。

平成17年4月28日専決。

それでは、一部を変更する規約の内容についてご説明をいたします。9ページをお願いい

たします。

別表の1 市町村の項中、「榛原郡 相良町 榛原町 吉田町 金谷町 川根町 中川根町 本川根町」を、「榛原郡 相良町 榛原町 吉田町 川根町 中川根町 本川根町」に改める。

別表の2 一部事務組合の項中、「伊豆市戸田村衛生施設組合」を「伊豆市沼津市衛生施設組合」に改める。

附則でございますが、この規約は、静岡県知事の許可の日から施行し、平成 17年5月5日から適用するものでございます。

引き続きまして、専第7号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について説明をいたします。

静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合は、昭和 44年4月1日に発足しまして、以来、組合市町村の非常勤職員に対し公務上の災害補償に対する事務を共同処理し、今日に至っております。今回の変更でございますが、金谷町が島田市との合併により脱退、戸田村が沼津市の編入合併、浅羽町が袋井市と合併したことによりまして、それぞれ組合の名称を変更するものでございます。

条例改正関係等説明資料 19ページから 22ページにその変更内容を記載してありますので、また参考にしていただければと思います。

それでは、議案書の10ページをお願いいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成 17年5月4日をもって静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合から金谷町が脱退するものとし、静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約を別紙のとおり変更するものでございます。

平成17年4月28日専決。

それでは、変更の内容についてご説明をいたします。恐れ入りますが、 11ページをお願いいたします。

別表の1 市町村の項中、「榛原郡 相良町 榛原町 吉田町 金谷町 川根町 中川根町 本川根町」を、「榛原郡 相良町 榛原町 吉田町 川根町 中川根町 本川根町」に改める。

別表の2 一部事務組合の項中、「伊豆市戸田村衛生施設組合」を「伊豆市沼津市衛生施設組合」に、「袋井市森町浅羽町広域行政 組合」を「袋井市森町広域行政組合」に改める。

附則でございますが、この規約は、静岡県知事の許可の日から施行し、平成 17年5月5

日から適用するものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

議長（森 温繁君） 専第1号から専第7号までの当局の説明は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時53分休憩

午後 2時 3分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

専第1号より専第7号までの 当局の説明は終わっております。本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、幾つか質問をさせていただきます。

これによりまして市民税のかかる 65歳以上の方は何人ぐらいおいでになり、当然市税が増収になるかと思いますが、幾らぐらいの増収が見込まれるのでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

税務課長（高橋久和君） 先ほどご説明いたしました、今回の地方税法の改正によりまして、従来65歳以上の方々に150万円以下の者については非課税 ということになっておりましたが、改正をされました。あくまでもこれは試算でございますが、16年度の市県民税の課税状況、これは17年4月現在でございますが、それによりまして現行の全対象者は1万2,491人が俗に言う納税義務者で、課税の調定額は約7億5,000万円ほどになっております。それが、今回の18年度以降の改正に伴っての試算をいたしますと、1万3,581人ということで、約1,000人ほど対象者が増えるのかなと。納税義務者としては約1,000人ぐらいで、調定額といたしましては、先ほどご説明した現行で約7億5,000万円が改正後で7億7,800万円ぐらいになりますので、約3,000万円ぐらいの増税になります。ただ、これは激変緩和ということで3カ年で調整をするということでございますので、単年度ベースでいきますと3,000万円ですが、18年度はそのうちの3分の2が減額ということですので、約1,000万円。19年度は、3分の1減額ということで、プラス2,000万円という試算を現時点ではしているところでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） そうしますと1人3万円程度の税が新たに増税になるわけなんです、特に所得の低い人たちだけに今回増税という形をとるわけでありますが、そこはお上に右に倣えということでやられるんでしょうが、特にこういう力の弱い、生活能力の低い人たちに今、この中で増税の先鞭をつけると。こういうことに対して市長の政治的な見解というものをお尋ねしたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） これは改正によつての増税という形になるわけでありますが、市単独で弱い者を救うということの考え方でなくて、やはり国民としての義務と、不公平感のない形での対応という形でいきたいというふうに考えております。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

10番。

10番（小林弘次君） まず、税務課長さんの説明を聞きましたが、平成17年の当初予算の編成に当たりまして、景気が悪いけれども市税収入は多少増額というか、多少、前年よりも大きく見込めるんじゃないのかと。その理由として定率減税の見直しというふうなものが行われるというふうな説明をたしか3月の予算議会でされたと思いますが、今回の説明を聞いておりますと税制改正に伴うところの平成17年度への影響というのが出てきてないような説明だったと思いますが、その点はいかがでしょうか。これが第1点です。

2点目は、平成16年度の補正予算の専決は3月31日に行ったということですが、この中で小規模授産所に対する補助金100万円の減額ということがされたわけですが、この減額の理由と、その減額によって小規模授産所の運営が厳しい状態になるのではないのかと、そういうふうに思っているんですが、この減額の理由等々についてお伺いします。

この2点をお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

税務課長（高橋久和君） 今手持ちの17年度当初予算で多少、例年から比べて、税の見込みといいましょうか、予算が増えたという部分については、俗に言う16年度税制改正において17年度から反映されるという部分、これは扶養控除等の数字が変わったという部分、あるいは均等割が変わった、そういうものの影響によって17年度は多少伸びるというご説明を、私がしたか、当時の税務課長がしたか、ちょっとあれですけども、税制改正に伴つてのプラスがあるというご説明をしたということだと思います。

今回、先ほどといいますか、今ご説明したものについてはすべて 17年度の税制改正ということで、影響、市民税関係についてはすべて 18年度課税分から変わってくるということですので、そういう意味では、税そのものはご存じのとおり前年度に変わったものが翌年度から市民税等について反映されるということですから、1年ずつずれるというんでしょうか、そんなことになってくるかと思えます。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 小規模通所授産施設運営費につきまして、これはすぎのこ作業所に対する補助金でございますけれども、静岡県の障害者小規模通所授産施設補助金交付要綱の一部改正がございまして、これまで年額 1,100万円の補助基準額が年額 1,050万円という形で 50万円減額されました。すぎのこ作業所は、第 1 作業所と第 2 作業所、2 施設ございますものですから、合わせまして 100万円の補助基準額の減額になりまして、歳入で申し上げますと、この 4 分の 3 の 75万円が県から入らなくなります。歳出で申し上げますと、この 100万円を今回これに伴いまして減額させていただいたものでございますが、すぎのこ作業所の所長ともお話し申し上げましたけれども、当面、法人化されましたので、法人としての努力を傾けながら何とか運営をしていきたいというふうなお話は伺っております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） とりわけ障害者の小規模授産所として、すぎのこ作業所が長年にわたりまして携わった人たちや地域のさまざまな人たちの支援によって支えられて、障害者の通所の施設として今日まで来たことは、各議員の皆さん、あるいは市長以下全体がことごとく承知のことだと思います。

最近に至りまして、このすぎのこ作業所も、課長が申し上げましたように法人化されたとはいっても、相次ぐ財政的なさまざまなしわ寄せによって運営が厳しい状況にあるのではないのかと思うんです。やはり私は、今回、県がこの作業所に対する補助基準額を減額したこと自体が不当であり、そういうものをそのまま受け継いで、それを厳しい運営下に置かれている作業所にそのまま減額で通すというのはあまりにも、市民生活というのか、市民の福祉の向上というものを無視した予算編成ではなかろうかというふうに思うわけでございます。そういう点で、この専決予算について、すぎのこ作業所の現状等々からいったら、仮に県が補助金を切ったとしても、何とかそれを救済していこうという、そういう福祉の行政という

ものがあるべきだと思いますが、どなたでも結構ですが、いかがでしょうか。

次に、最初の質問で触れなくて恐縮でございますが、老人保健の繰上充用の件でございます。平成16年度予算に対しまして約1,000万円近くの歳入欠陥を生じたということでございますが、どのような理由によって歳入欠陥が生じたのか。歳入欠陥を生じたために平成16年度は立ち行かない。したがって、平成17年度の予算をもって平成16年度の費用を払うということでございますから、どうして老人保健の特別会計が平成16年度において歳入欠陥を生じたのか、その理由は那邊にあるのか、この2点をお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） まず小規模通所授産施設であります、すぎのこ作業所に対する公的な支援の問題でございますけれども、福祉の領域につきましても聖域ではないという考え方が出てまいりまして、いろいろな形でしわ寄せがいつていることは事実でございますけれども、下田市としましては、今、議員さんご指摘のとおり、これまで知的、あるいは身体の障害をお持ちの方の一つの福祉的就労の場所として大きなよりどころとなっているところでございますので、今後、さまざまな形で支援につきまして検討をしてみたいというふうに考えております。

それから、老人保健の繰上充用の関係でございますけれども、これは、当初、最終予算は約30億4,200万円で見とっていたところでございますけれども、確定額は29億6,500万円ほどになっております。このうち現年度収入としまして、先ほどの説明にもございましたように、基金交付金、それから市の繰入金につきましては、ルール分の負担割合に基づく歳入が多く入っておりますので、これは返還という形で専決処理をさせていただきました。

国庫負担金と県の負担金でございますけれども、これは、国庫負担金で約2,380万円、それから県負担金で約280万円ほどの歳入未済額になっております。この影響が今回、繰上充用という形で大きくあらわれてきているものでございます。これまで、2月までの見通しでまいりますと、繰上充用をしなくても済むのではないかと考えておりましたけれども、3月分の特に国庫負担金がそれまでより約1,000万円、2月、1月、あるいは12月分までの入り方よりも1,000万円少ない形で入ってまいりまして、これが今回の繰上充用につながっているということでございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第44号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次に、日程により、議第44号 下田市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） それでは、議第44号 下田市固定資産評価員の選任につきましてご説明を申し上げます。

下田市固定資産評価員の選任でございますが、下記の者を地方税法第404条第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

この地方税法第404条第2項の規定と申しますのは、固定資産評価員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町 村長が当該市町村の議会の同意を得て選任するという規定になっております。

選任する者でございますが、下田市大賀茂 810番地の2 高橋久和。生年月日は、昭和 21

年3月16日生まれで、現在59歳でございます。

次に、提案理由でございますが、固定資産評価員は従来より固定資産評価の担当課であります税務課長が兼務として行ってきたわけでございますが、本年4月1日の人事異動によりまして税務課長がかわりましたので、これによりまして固定資産評価員の選任がえを行うというものでございます。

以上、簡単ですが、議第44号 下田市固定資産評価員の選任についてのご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 助役さんに参考までに一度聞いてみようと思っていたんですが、本来、地方公務員法はいわゆる一般職と特別職というふうな形の分け方をしているわけです。我々が学んだものについては、一般の職員は特別職を兼ねることはできないというのが原則論になっている。特別職というのは、例えば議員の ような者も、一般の職員が議員を兼ねるということはできない。議員が一般の職員を兼ねることもできない。

固定資産評価員の場合には、長年にわたりまして確かに助役さんがおっしゃっているように税務課長さんがそれを兼務するということになっておりますが、地方公務員法上の特別職、一般職との兼ね合いというのは、これはどんなものでしょうか。ちょっと助役さんにお伺いしたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） この固定資産評価員につきましては、今説明しましたように地方税法の中で、置きますよということ になっております。また、それを受けました条例の中で、下田市条例におきましては、第76条の中で固定資産評価員の数は1人するということになっております。

そこで、この評価員の1人を特別職、または職員が兼務するという問題についてということでございますが、これは、我々の見解では、今までもずっとこのような形で専門家である税務課長を議会の同意を得て任命をするということで行ってきておりまして、正直なところ、税務課長が適切か、適任か、または違う、本当に民間の方々を選任した方がいいのかということについては議論はしてないわけでございますが、やはり1名ということになりますと、

その場にいる課長職が全責任を持って職務を遂行しておりますので、固定資産の審査委員会の委員というのは3人おまして、この方々との協力の中で適正な評価をしていくという、適任という判断をしておりますので、間違いなからうかと思っております。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 人事管理上ということで、この固定資産評価員につきましては、地方税法の406条の中に固定資産評価員は左の各号に掲げる職を兼ねることができないということで兼職禁止規定があるわけですが、その中で、できないものについては、国会議員及び地方公共団体の議会の議員は固定資産評価員になれない。また、農業委員会の農地部会の委員、または固定資産評価審査委員会の委員は評価員になれないという規定がございまして、一般職については何ら規定がございませんので、今まで一般職の課長さんをお願いをしてきた経過がございまして。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 自分が言っているのは、一般の職員が、常勤であれ、非常勤であれ、特別職を兼ねることはできないというのが一つの原則論だということを言っているわけです。したがって、固定資産審査委員というものが、あるいは評価員というんですか、これを兼ねることができるか、できないかというのは、今の公室長の説明は、一般職が兼ねることができないということを書いてないからいいんだということのようですが、原則論は、まず憲法があり、地方自治法があり、そして地方公務員法があると思います。地方公務員法は、私が申し上げましたように、地方公務員としては特別職と一般職に分別される。原則は、一般職と特別職は兼務ができない。これが自分が学んできた原則論だということをお話し申し上げたとおりでございます。

そうしますと、ここで今言っている税法上、議員や評価審査委員が兼ねることはできないと、それを言っているだけの話で、一般職はもともと地方公務員法で特別職の公務員を兼ねることができないという規定があると思うんです。したがって、地方税法上であえて、それがある以上、一般職は兼ねることができないなんていうことを書くことはないと思うんです。

したがって、自分は疑問に思ったんですが、これが今までもずっと慣例でおやりになってきて、もちろん僕らもそれでいいと思いましたが、しかし、法律上の建前等々でございますので、一度これを助役さんに聞いてみたいという形で出したんですが、その点、問題がないかどうか。公室長さん、私が言っている一般職が特別職を兼ねることができないという地方公

務員法の規定をどのように理解されていますでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 地公法の第3条の中で、特別職というのはこういうものだという
ことで、選挙で選ばれた委員とか、議会で認定を受けた委員とかということで、制限列举
というか、明記をされているわけですが、地公法の中で一般職 が特別職を兼務して
はならないという規定はございませんので、今まで税務課長さんに固定資産評価員というこ
とをお願いしてきたわけですが、中には、個別の自治法の中では、例えば国会議員に
ついては、今言いましたように地方税法等ですが、何々委員は兼職できないという
兼職禁止規定等がありますが、通常、一般職については特別職と兼務ができないという規
定はございませんので、今まで税務課長さんをお願いをした経過がございます。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議 ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第44号 下田市固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意するこ
とに決定いたしました。

議長（森 温繁君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもって平成 17 年 5 月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 2 時 2 8 分閉会